

社会福祉法人 若杉福祉会

(役員報酬に関する規程)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人若杉福祉会（以下「本会」）の役員の日当に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本会の役員は次のとおりとする。

理事長

理事

監事

(会議等出席の日当)

第3条 会議

- ・理事会出席者に対し、1回につき、次のとおり支給する。
会議1回につき **理事5,000円** **監事5,000円**とする。
但し、内部監査を行う場合には、**日当7,000円**を支給する。
- ・理事監事役員が、必要に応じて評議委員会に出席した場合は、1回につき **5,000円**を支給する。
- ・理事会に対して、各年度の総額が **200,000円**を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- ・理事・監事研修会
日当及び交通費は、若杉福祉会の運営する保育園の旅費規定に準じて支払う。

県内 日当1,500円 交通費実費

第4条 この規程の細則は理事会において定める。

附則 この規程は平成4年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成10年4月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は令和 5年6月 日から施行する。